

様式 C - 19、F - 19、Z - 19（共通）

科学研究費助成事業 研究成果報告書



平成 27 年 6 月 17 日現在

機関番号：32606

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2011～2014

課題番号：23730098

研究課題名（和文）フランス信託の財産構造：ヨーロッパにおける信託法統一化の試みとの関連において

研究課題名（英文）The Structural Approach to the French Trust Law: Reference to Attempts at Unifying the Trust Law

研究代表者

原 恵美 (HARA, Megumi)

学習院大学・法務研究科・教授

研究者番号：60452801

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,600,000円

研究成果の概要（和文）：大陸法に属する国々において、信託の理論化にあたり、フランスの「資産」をよりどころとする議論が存する。そこで、フランス法自体がどのように信託を理論化しているのか研究し（信託の本質の解明）、こうした信託の構造を英米法型の信託と対照させた。さらには信託の構造および信託の本質が受託者の負うべき義務の内容にいかなる影響を及ぼすのか分析した。

研究成果の概要（英文）：In civil law countries, the trend in justification of the trust is by using the French theory of "patrimony". Such theorization of trust leads to understanding the trust as type of special patrimony. This interest in French patrimony shows the necessity in discovering how the French law has actually conceptualized trust (that is, understanding the core structural elements of French trust). This study leads to examining how the difference in fundamental elements of trust, especially the Anglo-Saxon trust and the Civilian trust lead to the content of the obligation of the trustee.

研究分野：民法、信託法

キーワード：信託 フランス法 資産論

1. 研究開始当初の背景

(1) 信託の統一化？

信託は、メイトランドの有名な言葉に代表されるように「イギリス人によって達成された最も偉大で最も際立った特徴を有するもの」（Frederic Maitland, *The Unincorporated Body*, in 3 H.A.L. Fisher ed., *The Collected Papers of Frederic William Maitland* 271, 272 Cambridge, 1911）として、英米法に固有のものであることが強調された。

しかし、他方で、大陸法の国々においても信託（あるいはそれに類似の制度）が存在しているのもまた事実である。特に、近年になり、ヨーロッパにおいて、ヨーロッパ信託法原則（1999年）が公表され、またヨーロッパ私法共通参考枠草案（2009年；Draft Common Frame of Reference）の中に信託の規定が設けられるなど、英米法の信託と大陸法における信託あるいは信託類似の制度を統一的に把握する試みも現れており、もはや信託を英米法固有のものとして理解する考え方には存在しない。

こうした信託統一化の試みの背景にあるのは、次のような事情である。一つには、ハーグ信託条約の影響である。本条約は、主として信託の準拠法の統一ルールを定める目的であるにもかかわらず、この条約が契機となり、大陸法の国々の中には、信託あるいは信託類似の法制度を整備した国もある（フランスはそのような国の一である）。もう一つは、実務界（特に金融界）の財産隔離（Ring-fencing）手段の多様性確保の要請にある。その背景には、信託は、法人格を取得せずに、財産隔離を達成できる手段であり、様々な制度設計において利用できる柔軟さもあることから、国際マーケットでの競争力を維持する（あるいは高める）ために利用することが望まれている点がある。まさしく財産隔離手段に着目し、その確立に向けたEU指令策定のためのプロジェクトも発足され、その成果が公表されている（S.C.J.J. Kortmann, D.J. Hayton, N.E.D. Faber, K.G.C. Reid and J.W.A. Biemans, *Towards an EU Directive on Protected Funds* (Kluwer, 2009)）。

様々な国において「信託」（あるいはその類似制度）が立法され、さらにはその統一化が試みられる中で、国際間における信託概念の不統一が一層問題となる。その中でも、特に、英米型信託と大陸型信託の対立構造が鮮明化することになる。

こうした状況を反映して、信託について様々な論点が提示されている。ここで近年示されている主要なものを挙げると、次のようなものがある。まずは、大陸型信託をどのように説明するのかという理論的根拠に関する議論が挙げられる。さらには、商事信託の普及により、多様な信託の活用や多様

な受託者権限のあり方が望まれるとしても、「信託」といえるためには備えていなければならぬ特徴が問題となる。この観点から、受託者が負うべき義務の内容に関する議論がある。また、受益権の物的効力の説明を中心とした、受益権の法的性質の再燃も挙げができる（近年の議論については、B McFarlane, *The Structure of Property Law* (Oxford and Portland, Oregon: Hart Publishing, 2008)が出発点となっている）。

本研究では、以上のような問題関心の中でも、特にとに着目するものである。

(2) フランスの状況

フランス信託法は、2007年に成立した。それまで幾度かの立法が挫折に終わっている。脱税目的で信託が利用されることに対する警戒が強く作用したことがあったとされているが、フランス私法体系との関連で言えば、信託が体系に整合的なかという点に対して慎重な態度が取られていたことを意味する。したがって、大陸法の代表格であるフランスにおいて体系整合性に対する問題にいかに応じたか検討することが有用である。

フランス法は、権利客体として「財産（bien）」概念を利用するため、無体物をも含む柔軟性を有する。これは、我が国において「物」を有体物規定（日本民法85条）に限定する体系と対照的である。そして、フランスには、財産の一類型として、個々の財の束を一つの権利客体として把握する「集合体（universalité）」概念が存在し、体系を組み立てるための概念として、すでに19世紀半ばから展開されている。古くは家畜群や営業財産、最近は有価証券のポートフォリオといった事実上の集合体（universalité de fait）から、債権者の差押対象となる、いわゆる「責任財産」の理論的正当化（人格の投影としての資産（patrimoine））あるいは相続メカニズムにもこの概念が用いられる。そして、財産隔離が生じる財産体として法上の集合体（universalité de droit）という概念が用いられ、信託財産はこのコンテクストにおいて位置づけられる。すなわち、信託が私法体系に整合的か判断するメルクマールとして、まず、フランス私法に通底する人格の投影としての資産との関係が問題となる。信託が立法されるまでは、独立の財産体を肯定することが資産統一の原則に反するのではないかということが主張されていた。しかし、2007年の信託立法後は、人格とは切り離され、「目的」によって拘束された財産体を認め、財産隔離手段を肯定することから、意識的な変遷を遂げている。

2. 研究の目的

我が国における信託法の歴史は長い。大陸法系に属するにもかかわらず、すでに1922年に信託法が成立し、2006年には大幅な改

正が行われた。信託の私法体系への整合性に関する問題意識は共有されているし、体系整合化に向けた様々な研究が蓄積されている。

本研究では、以下の点に着目した。すなわち、フランスの信託財産の構造を明らかにすることを通じて、我が国の信託財産の特徴を浮き彫りにし、私法体系への接合を試みることである（体系許容性）。敷衍すれば、フランス法は、200年以上にわたる権利客体に関する議論の中で、（信託が立法されたのが最近だとしても）信託法の私法体系への整合化に関する議論の素地がある。同じ大陸法に属する我が国と同じ問題意識を有しており、我が国でもこの「財産」の構造からアプローチしている点から学ぶことは多いからである。以上のような検討の上、英米型信託の特徴と比較することによって、「信託」概念の不統一性を明らかにする。

また、さらに、において明らかとなる大陸型信託の特徴を前提として、信託が信託と言えるために必要である要素は何かという点に着目ものである。特に、受託者が負う義務に関する議論に着目する。この点、英米型信託においても、大陸型信託においても、信託統一化の動きを参考することによって、「信託」として有する同一性と異質性を明らかにできると考えた。

3. 研究の方法

(1) 研究視角

以上の研究目的を達成するために、にについては、まず、研究の素材として、フランス法の状況を考察する。フランスにおいては、前述のとおり体系整合性に対する豊富な議論の蓄積が存するからである。これを踏まえた上で、英米型信託と大陸型信託の比較検討を行う。の信託が信託と言えるためには何が必要かというという観点については、英米において、受託者が負う義務の中で削減不能な中核が何かという議論がなされており、そこでの問題意識が参照されなければならない。その上で、我が国においても、信託法改正を機に、受託者義務の任意規定化を巡って、信託であるといえるために削減できない義務が問題となつたため、そこにおいて展開されている議論を参考する。

このような研究を通じて、主として大陸型信託を英米法型信託と比較することによって、その同質性と異質性を明らかにし、その上で、信託であるためは何が必要かという信託の本質の問題を検討するのが本研究である。

(2) 研究手法

本研究の研究方法の特徴としては、申請者が所属する研究機関（九州大学〔2012年3月まで〕、学習院大学〔2012年4月以降〕）における個人的な文献研究が中心となるが、国内外の研究者グループの研究会やシンポジウム、それ以外にも実務家との交流を通じて、多角的に研究を発展させる方法を採用した点である。国内では、フランス物権法についての研究会に定期的に参加した。フランスにおいては、フィリップ・ショビレ（パリ第1大学講師）、ニコラ・バンクタン教授（ポワティエ大学）との意見交換を通じて研究の深化を図り、さらには、パリ大学において開催された研究会において、日仏の信託を比較する報告を行った。また、英米型信託との対比という観点からは、最終年度である2014年度にジェームズ・ペナー教授（シンガポール大学）と意見交換をした。

4. 研究成果

大陸型信託の理論化にあたって要となるのは、信託財産の独立性の基礎づけであり、特に問題となるのは、受託者に移転した信託財産につき、受託者個人の債権者の信託財産への強制執行が排除される点を如何に説明するかである。この点についてのフランス法の研究の成果は次の通りである。

(1) フランスの信託における信託財産

フランスの信託は、英米法型信託とは構造的に異なる。フランスでは、英米法のような所有権の二重性によって信託を構成するのではなく、「資産（patrimoine）」の観念を利用することによって、信託の財産隔離（倒産隔離）機能や物上代位を説明し、体系整合性の問題を解決する。

資産論は、19世紀後半のオーブリ＝ローによって展開された。資産とは、人が有するあらゆる積極財産と消極財産を含むもので、消極財産は資産内の積極財産で担保されるため、積極財産と消極財産の相関関係が認められる。また、資産内の財産は金銭的価値を有するという共通の性質を有するため、代替性を有する（物上代位性）。オーブリ＝ローは、資産の観念に思想的な人格の説明概念としての意義を認め、だからこそ資産は人格と同様に分割や譲渡の対象とならないとした。しかし、その後、資産概念はより技術的な概念として歩み出す。そして、20世紀初頭、特定の目的に財産が充当されることで、複数の資産が形成されることを認める、「充当資産（patrimoine d' affectation）」論が登場する。ただし、充当資産と構成しても、積極財産と消極財産の相関関係や物上代位性は維持される（この点については、研究成果の〔図書〕および）。

フランスの信託は、このような充当資産の一つとして説明される。すなわち、信託とは、委託者と受託者の契約により、受託者の下で信託契約の目的にしたがって充当資産が形成されるものである。

(2) フランスの信託と英米型信託の比較

以上のフランスの信託を踏まえて、英米型信託と比較すると信託が契約によって「資

産」を新たに誕生させるものであるという特徴が次の点にあらわれている。

信託設定：フランスの信託が原則として契約によって設定されるのに対して（フランス民法典 2011条）英米型信託は、設定者が信託を設定する旨宣言するという単独行為によって成立する。そして、英米型信託は、信託の設定によって、受託者の所有権と受益権の二重性が生じる点に力点が置かれる。そのため、信託が商事目的で利用されるようになって初めて、受託者の負担する義務を契約で定めること（あるいは権限の増減）の意味が問われるようになり、信託の契約化という現象が語られるようになった。

信託債務：フランスの信託においては、信託債権者は信託財産に直接かかっていけるのが原則である（ただし、信託財産が不足する場合は、委託者が負担する。フランス民法典 2025条2項）。これに対して英米型信託においては、信託債権者は受託者に対して責任追及し、受託者の個人財産でもって負担するのが原則となる。

信託財産：フランスの信託において、信託の設定によって、「資産」が形成され、積極財産と消極財産の相関関係が生まれる。この資産の形成によって、資産の中の物的代位が説明される（ただし、フランス民法典には規定がないが、学説上は概ね肯定される）

（3）受託者の義務

以上のようなフランスの信託の本質を前提に、こうした信託の本質論は受託者が負う義務にどのように反映されるかが次に問わなければならない。日本では、前述のように任意規定性とその限界という形で、信託が信託であるために受託者が負うべき義務の内容がどのようなものかという形で問題となつた。

フランスにおいては、立法段階で信託の内容の自由創設性に言及されたが、その限界については特に問題とされていない。ただし、注意が必要なのは、信託の再法制決定の問題が提起されており、この中で、信託設定後に委託者に認められた受託者に対する指図権が広範に及ぶ場合には受託者に所有権の移転があったとはいえないのではないかという考えが提示されている。この見解によれば、所有権が移転しているとは言えない場合には、委任契約と再法制決定するべきであるという主張される。ここでは、受託者が最低限負担すべき義務の存在が前提とされている。

以上のような信託の本質と受託者義務の関係を検証し、日仏を比較するために、信託遂行にあたって受託者に与えられた権限の裏腹として課された義務（以下、【1】とする）信託財産の独立性を維持する上で受託者に課された義務に（以下、【2】とする）分解し、信託の本質論と義務の関係を模索した。

フランス

信託は、民法典の第3編第14章に他の契約類型とともに規律される。信託の章の中で、受託者の「義務」として明示されているものは極めて少ない。【1】につき、目的遂行義務については、信託の定義規定（フランス民法典 2011条）より導くことができるが、遂行するにあたり必要な具体的な注意義務の基準は規律されていない。しかし、信託を契約と捉えるならば、契約の一般法理が適用され、善管注意義務の規定が及ぶことになる（フランス民法典 1137条）。また、売買契約の規律の中には、受託者の自己取引を禁ずる規定（フランス民法典 1596条）が設けられており、いわゆる忠実義務の一片が規律されている。フランスでは、受託者に対するチェック機能として働く義務の規律が契約法理に委ねられていることから、受託者が義務を負う相手として委託者が想定される。それでは、受益者と受託者の関係はどうか。受益者は、目的遂行義務を媒介として、信託に同意した受益者との関係でも義務が生じていると観念することになる。委託者の信託への関与は、委託者が信託監督人をいつでも選任でき、この権利は予め放棄できないという強行規定（フ民 2017条）になっていることや、委託者に対して負う報告義務（フランス民法典 2022条）にも現れている。少なくとも、英米で展開される契約法理ではない信認関係を基礎として受益者との間に義務を観念することはない。このようにしてみると、フランスの信託においては、委託者に権限を留保し（我が国における投資信託のようなものを想定）、委託者の指図によって受託者が動くというような信託は肯定できるように考えられる。

むしろ、信託に固有の規律は、信託が充当資産を作り出すものであるため、【2】の充当資産を維持するための義務にある。この点で注目すべきは、帳簿作成義務である（信託に関する2007年法12条、商法典L. 123-12条からL. 123-15条）。資産論の社会学的分析により、資産の機能として、資産を単位とした貸借対照表が形成される点が指摘されていたが、信託につき独立の帳簿作成義務の規律を設けることは、これと平仄が合う。他方で、分別管理義務は学説上指摘されるものの、明示規定がない（信託財産の公示は信託設定の効力要件）。また、資産の観念からの演繹という視点に立てば、財産隔離に関しては、すでに民法に規定がある他の財産体、例えば夫婦財産制の規律が、参考とされることになる。以上より、フランスでは、【2】の局面における受託者の義務が履行されることによって、信託債権者が執行できる信託財産を特定する機能があることになる。そして、信託財産が責任財産となることが取引段階で明らかのように、受託者は明示義務を負う（フランス民法典 2021条1項）。

受託者の義務の構造に関する日仏比較

以上より、フランスでは、民法の契約の一般規定と「資産」から演繹するという構造が認められる。そして、信託が契約に依拠するという性質上、委託者によるガバナンスが色濃い。他方で、日本においては、委託者と受託者の契約によって信託が設定される場合は、その契約によって受託者と受益者との間の信認関係が発生するという構造になっており、【1】の義務はその信認関係として信託の本質を反映する。ただし、信託契約によって、委託者に指図権を与えることは可能であり、そのような場合には、委託者と受益者との関係が問題となる。日本の場合、義務が信託法に網羅的なカタログとして規律されており、受益者のガバナンスによる受益者の保護の構造が鮮明である。その意味では、設定後の信託に、契約の一般法理によって委託者に対する義務をむやみに取り込むことに慎重である。

また、【2】については、日本において、分別管理義務が財産の性質毎に詳細に定められているが、物理的な分別管理が原則となる（日本信託法34条）。フランスと異なるのは、取引の局面においては、受託者自身が取引主体であり、かつ信託債権者は受託者の個人財産に執行できるのであるから、受託者であることの明示義務は存在しない。よって、分別管理によって達成される財産隔離（倒産隔離）は信託債権者ではない者（例えば受託者の個人債権者）による信託財産に対する執行を排除することが主な機能であり、フランスと異なり信託債権者が信託財産を執行する際のメルクマールとしては機能しない。以上より、日本は、信託財産を資産として性質付ける構成にもなっていない。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計 7 件）

小柳春一郎・山城一真・高秀就・原恵美「第2回日仏物権法セミナー質疑について」新世代法政策学研究17号（2012年）215-231頁（査読・無）

原恵美「物権法セミナー質疑について」（共著者：小柳春一郎、山城一真、高秀就）法律時報1052号（2012年）94-96頁（査読・無）

原恵美・八並廉「学界回顧・信託法」法律時報1054号（2012年）123-129頁（査読・無）

原恵美「信託の本質」法律時報85巻（2013年）7号73-75頁（査読・無）

原恵美「フランスにおける担保目的の信託 財産の集合的把握の基礎理論との関係において（1）」学習院大学法学会雑誌50巻1号（2014年）183-227頁（査読・無）

原恵美「共同相続された投資信託受益権および個人向け国債の帰属」（判例評釈）平成26年度重要判例解説（2015年）87-88頁（査読・無）

原恵美「集合物と責任財産」法学教室417号（2015年）10-15頁（査読・無）

〔学会発表〕（計 1 件）

・ Megumi Hara "Les notions fondamentales de droit civil: Regards croisés franco-japonais"（Séminaire franco-japonais）（パリ第2大学におけるシンポジウム）（平成24年9月）

〔図書〕（計 3 件）

Denis Mazeaud, Mustapha Mekki, Naoki Kanayama et Katsumi Yoshida, Les notions fondamentales de droit civil, Regards Croisés Franco-Japonais（『Les obligations inhérentes à la fiducie: étude comparative de droit français et japonais』（邦訳：信託の本質的債務：フランス法と日本法の比較において）（pp. 219-238）を執筆）2014, LGDJ, Lextenso éditions（査読・無）

吉田克己・片山直也編著『財の多様化と民法学』（商事法務、2014年）598-618頁（「用益権の現代的意義：財産の集合に対して設定される用益権を中心として」を執筆）（査読・無）

池田真朗・中島弘雅・森田修「動産債権担保：比較法のマトリクス」（商事法務、2015年）（大澤慎太郎・杉本和士・白石大・原恵美「フランス担保法制の概観」、原恵美「担保目的の信託」を執筆）（原稿提出済み、近刊予定）（査読・無）

6. 研究組織

（1）研究代表者

原 恵美（HARA Megumi）
学習院大学・法務研究科・教授
研究者番号：60452801